

賃金支払実績確認表(時給制)

1. 奨励対象事業者名・賃金引上げ対象従業員の氏名

奨励対象事業者名	株式会社〇〇〇	
対象従業員氏名	水道橋 光	(1人目)

フルネームで記入してください。

2. 雇用形態

- 正規従業員 非正規従業員

3. 取組の実施形態

2、3は、該当項目に✓を記入してください。

- 臨時昇給 定期昇給に加算(定期昇給月: 月)
 賃金表の改定(ベースアップ) その他()

4. 賃金の状況

※支給申請時に提出する賃金台帳をもとに作成してください。省略記載は認められません。

(1) 引上げ前の賃金の状況(取組前直近の賃金計算期間)

	①	②	③	④=③/12	⑤=①+(②/④)
賃金計算期間 上段: 始期 下段: 終期	時間額 (時給) (円)	毎月支払われる 諸手当(月給) (円)	年間の 総所定 労働時間 (時間)	1か月の 所定労働時間 (平均) (時間)	時間 当たり 賃金額 (円)
R8.9.1	1,500	0	1,960	163	1,500
R8.9.30					

(2) 引上げ後の賃金の状況 賃金規程等根拠に則って計算してください。

	⑪	⑫	⑬	⑭=⑬/12	⑮=⑪+(⑫/⑭)	⑯=⑮-⑤
賃金計算期間 上段: 始期 下段: 終期	時間額 (時給) (円)	毎月支払われる 諸手当(月給) (円)	年間の 総所定 労働時間 (時間)	1か月の 所定労働時間 (平均) (時間)	時間 当たり 賃金額 (円)	時間当たり賃金額の引上げ前からの昇給額 (60円以上) (円)
R8.10.1	1,600	0	1,960	163	1,600	100
R8.10.31						

5. 賃金の状況についての確認

60円以上であることを確認してください。

- (1) 賃金に係る根拠規定 【就業規則】第15条、【賃金規程】第3条、【規程名: ■■■■規程】第7条
(2) 上記②、⑫の根拠条文 【就業規則】第21条、【賃金規程】第25条、【規程名: ●●●●規程】第5条
(3) 上記③、⑬年間の総所定労働時間の算出方法 = (1日の所定労働時間 8 時間) × (年間の総所定労働日数 245 日)
(4) 時間当たり賃金額算出の際の年間の総所定労働日数 = 365日 - (年間所定休日数 120 日) = 245 日

※シフト制、変形労働時間制等の場合、年間所定休日数の確認資料として、年間休日カレンダーの提出が必要です。

※最低賃金の計算から除外される賃金は、時間外労働・休日労働及び深夜労働の手当(定額としてあらかじめ定めている場合含む)、精皆勤手当、通勤手当等です。